

米の放射性物質の緊急調査に関する当面の対応について

平成23年11月22日

水田畑作課

福島市大波地区（旧小国村）で暫定規制値を超える米が検出されたことを踏まえ、次の地域において、緊急調査を実施することとしたので、お知らせします。

1 緊急調査地域の区分

（1）福島市旧小国村

1市、1地域

（2）特定避難勧奨地点が存在する地域等（旧市町村）

なお、調査地域については、関係市町村及び生産者団体等と協議して追加することができる。

市町村名	旧市町村名
福島市	福島市
伊達市	石戸村、小国村、月舘町、上保原村、掛田町、富成村、 柱沢村、霊山村、小手村
相馬市	玉野村
いわき市	川前村

（11月22日現在）

2 調査の方法

（1）福島市旧小国村

当該地域の実態を把握するために、緊急に調査を実施する。

生産者の米を米袋（30kg）毎に1検体ずつ採取し、分析検査を行う。

（2）特定避難勧奨地点が存在する地域等

類似地域等における状況を把握するために、調査を実施する。

米を出荷する生産者を対象に、1戸当たり原則として1検体（出荷量が50袋を超える場合には、50袋ごとに1検体を追加）を採取し、簡易検査を行う。

簡易検査の結果、200Bq/kgを超える検体があった場合は、農業総合センターにおいて詳細検査を行う。

3 結果に基づく措置

(1) 福島市旧小国村

調査の結果、暫定規制値を超える米があった場合には、当該生産者の米は隔離保管する

(2) 特定避難勧奨地点が存在する地域等

ア 調査の結果、暫定規制値を超える米があった場合には、当該生産者の米は隔離保管するとともに、旧市町村を単位として出荷自粛を要請する。

イ また、当該生産者の米が流通している場合は、販売店等の協力を得て、速やかに回収する。

4 調査実施のスケジュール

調査を速やかに開始し、結果を出す。

実施予定 11月22日～12月中旬